

農地耕作条件改善事業実施要領

制定 平成27年4月9日付け26農振第2070号
最終改正 令和6年4月1日付け5農振第2590号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

） 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業は、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 要綱第5の4の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織又は農業委員会（ただし、要綱別表の区分の欄の2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄（14）に掲げるものに限る。）とする。
- 2 要綱第5の5の農業法人等とは、農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。
 - （1）ハード事業の実施区域がある市町村において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること又は中心経営体となることが確実と見込まれること。
 - （2）ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。
- 3 要綱別表の区分の欄の1（以下「定額助成」という。）の事業種類の欄（1）から（10）までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの

管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第3 計画等の作成

- 1 要綱第7の農地中間管理機構との連携概要は、別記様式第1号を参考に作成するものとする。
- 2 要綱第8の地域内農地集積促進計画は、別記様式第2-1号により作成するものとする。
- 3 要綱第9の高収益作物転換促進計画は、別記様式第2-2号により作成するものとする。
- 4 要綱第10のスマート農業導入推進計画は、別記様式第2-3号により作成するものとする。
- 5 要綱第11の共同利用機器導入計画は、別記様式第2-4号により作成するものとする。
- 6 要綱第12の病虫害対策計画は、別記様式第2-5号により作成するものとする。
- 7 要綱第13の水田貯留機能向上計画は、別記様式第2-6号により作成するものとする。
- 8 要綱第14の土地利用調整計画は、別記様式第2-7号により作成するものとする。
- 9 要綱第15の農地耕作条件改善計画は、別記様式第3号により作成するものとする。
- 10 要綱第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画は、別記様式第4号及び別記様式第5号により作成するものとする。
- 11 要綱第8から第16までの「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。
- 12 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、事業に必要な計画を作成するものとする。

第4 事業の申請等

- 1 要綱第17の1の(1)の事業採択申請書は別記様式第6号により、要綱第17の2の事業採択通知書は別記様式第7号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第17の4により事業計画等を変更する報告を行う場合には、事業変更報告書は別記様式第8号により作成するものとする。
- 2 要綱第17の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
 - (3) 地域内農地集積型から高収益作物転換型への変更
 - (4) 事業実施期間の変更
 - (5) 計画の目標の変更

(6) 定率助成の事業種類の欄の(20)から(22)への変更

- 3 第3の10の農地整備・集約推進意向届(以下「意向届」という。)及び農地整備・集約推進実施計画(以下「整備・集約計画」という。)は、実施地区における市町村長が、都道府県、農地中間管理機構、農業委員会及び土地改良区等の関係機関並びに関係する農業者と必要な調整を行った上で作成し、都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、市町村が作成した意向届及び整備・集約計画を確認し、適当と判断する場合は、その計画を基に、都道府県の整備・集約計画を作成し、事業採択申請書に添付するものとする。
- 4 地域内農地集積型、高収益作物転換型及びスマート農業導入推進型において農業法人が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。
- 5 第2の2に規定する活動組織が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。

第5 事業達成状況の報告

要綱第18の1から4の事業達成状況の報告は、以下のとおり行うものとする。

- 1 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2-1号から別記様式第2-7号まで及び別記様式第3号により行うものとする。
- 2 農地整備・集約推進費については、市町村長は、事業が完了したときは、農地整備・集約推進完了報告書(以下「完了報告書」という。)を別記様式第5号により作成し、都道府県知事へ報告するものとする。都道府県知事は、市町村が作成した完了報告書を基に、都道府県の完了報告書を作成し、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 3 地方農政局長等への「報告」は、別記様式第9号によるものとする。
- 4 「改善計画」は、別記様式第11号によるものとする。

第6 助成

- 1 要綱第19の1について農村振興局長が別に定める助成単価とは、次に定めるところによる。
 - (1) 定額助成の事業種類の欄(1)から(10)までにあつては、以下の内容のものとする。なお、助成単価は、別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。
 - ア イに掲げるもの以外のものにあつては、別表1の助成単価の欄の1に掲げるもの
 - イ 事業完了時まで中心経営体に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表1の助成単価の欄の2に掲げるもの
 - (2) 定額助成の事業種類の欄(11)から(16)までにあつては、別表2に掲げるものとする。

(3) (1) のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール）以上のまとまりを有する状態をいう。なお、一連の作業を継続するに当たって支障のない農地であって、次のいずれかに該当するものをまとまりを有する農地とする。

ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

(4) (3) の経営等農用地とは、所有権、利用権（基盤法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

(5) (4) の基幹ほ場3作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあってはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

2 要綱第19の2について助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1) 純工事費

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 全体実施設計費

(6) 換地費

(7) 調査・調整費

(8) 経理管理・指導費

(9) 機械作業体系の導入に必要な機械・施設のリース導入等に要する経費

(10) 労働生産性の向上に必要な機械・施設のリース導入に要する経費

(11) 地域内農地集積型及び高収益作物転換型において実施する農地整備・集約推進費にあっては、生産基盤整備事業（定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)のハード事業（ただし高収益作物転換型の場合は定率助成の事業種類の欄の(10)のハード事業も含まれる。））。以下同じ。）の総事業費に12.5%を乗じた額とする。ただし、別表3に掲げる地域等において行うものにあつては、同表の助成割合を乗じた額とする。

(12) 高収益作物転換型において実施する高収益作物導入推進費にあっては、生産基盤整備事業の総事業費に12.5%を乗じた額とする。ただし、別表3に掲げる地域等において行うものにあつては、同表の助成割合を乗じた額とする。

- (13) 高収益作物転換型において実施する高収益作物導入促進費にあつては、生産基盤整備事業の総事業費に別表4の区分に示す助成割合を乗じた額とする。

第7 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

第8 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 5 事業の着手は、原則として、国からの交付金の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第10号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 6 定額助成の事業種類の欄の（7）及び（9）に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の（1）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の（1）から（6）まで、（8）及び（10）に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の（2）から（7）まで及び（10）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為によ

り 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

(1) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第 1 項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合

(2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合

(3) (1) 及び (2) のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

7 6 により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

9 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、以下の要件を満たすものに限る。

(1) 本事業の受益地内において使用するもの

(2) 農業者 2 者以上により共同利用するもの

10 本事業の交付対象となる施設及び農業機械のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野における A I ・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>）。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、事業完了時まで提供者と当該施設及び農業機械の所有者又は管理者においてそのデータ等の受領・保管について G L に準拠した内容の契約を交わすことを確認すること。

11 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第 15 の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。

12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄（19）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の交付金の交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（3）のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

13 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

14 国等の他の事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助対象としない。

- 15 第2から第5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 16 事業実施主体が土地改良法第111条の9第2号の規定に基づき、土地改良事業の工事（調査・計画・設計・積算や工事発注・進捗管理等）を土地改良事業団体連合会に委託する場合、当該委託経費は第6の2（1）、（2）又は（5）から支弁するものとする。
- 17 定額助成の（1）から（10）までの事業、定率助成の（1）から（7）までの事業及び（10）から（11）までの事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 18 17に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は17の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8の17及び18の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領第2の2（1）に規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。
- 3 この通知による改正後の定額助成の単価については、令和5年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和4年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (定額助成 (ハード事業))

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価 (※1)	2. 集約化加算単価 (※1)
(1) 田の区画 拡大 (水路の 変更を伴わな いもの)	畦畔で隣接するほ場の 高低差 10cm 超、 表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ 場 1 枚へ区画拡大。	25.0 万円/10a 【18.0 万円/10a】	30.0 万円/10a 【21.5 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の 高低差 10cm 以下、 表土扱いあり	ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面 整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物 除去)。	23.5 万円/10a 【17.0 万円/10a】	28.0 万円/10a 【20.0 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の 高低差 10cm 以下、 表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ 場 1 枚へ区画拡大。 簡易整備工 (ブルドーザ)、耕地復旧 (トラクタ、 雑物除去)。	6.0 万円/10a 【5.0 万円/10a】	7.0 万円/10a 【6.0 万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ 場 1 枚へ区画拡大。 畦畔除去 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑 物除去)。	3.5 万円/100m 【3.5 万円/100m】	4.0 万円/100m 【4.0 万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差 1.5m の 30m× 100m(30a) のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)に緩傾斜 化。	10.5 万円/10a 【7.0 万円/10a】	12.5 万円/10a 【8.0 万円/10a】
(2) 田の区画 拡大 (水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の 高低差 10cm 超、 表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ 場 1 枚へ区画拡大。	42.0 万円/10a 【29.5 万円/10a】	50.0 万円/10a 【35.0 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の 高低差 10cm 以下、 表土扱いあり	ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面 整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物 除去)、構造物撤去、管設置、	40.0 万円/10a 【28.5 万円/10a】	48.0 万円/10a 【34.0 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の 高低差 10cm 以下、 表土扱いなし		22.5 万円/10a 【16.5 万円/10a】	27.0 万円/10a 【19.5 万円/10a】
(3) 畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴わな いもの)	畦畔で隣接するほ場の 高低差 10cm 超、 表土扱いあり	30m×100m(30a)の畑 2 枚を 60m×100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大	25.0 万円/10a 【18.0 万円/10a】	30.0 万円/10a 【21.5 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の 高低差 10cm 以下、 表土扱いあり	ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面 整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物 除去)	23.5 万円/10a 【17.0 万円/10a】	28.0 万円/10a 【20.0 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の 高低差 10cm 以下、 表土扱いなし	30m×100m(30a)の畑 2 枚を 60m×100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大 簡易整備工 (ブルドーザ)、耕地復旧 (トラクタ、 雑物除去)	6.0 万円/10a 【5.0 万円/10a】	7.0 万円/10a 【6.0 万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)の畑 2 枚を 60m×100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大 畦畔除去 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑 物除去)	3.5 万円/100m 【3.5 万円/100m】	4.0 万円/100m 【4.0 万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差 1.5m の 30m× 100m(30a) のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)に緩傾斜 化。	10.5 万円/10a 【7.0 万円/10a】	12.5 万円/10a 【8.0 万円/10a】
(4) 畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の 高低差 10cm 超、 表土扱いあり	30m×100m(30a)の畑 2 枚を 60m×100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大	42.0 万円/10a 【29.5 万円/10a】	50.0 万円/10a 【35.0 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の 高低差 10cm 以下、 表土扱いあり	ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面 整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物 除去)、構造物撤去、管設置、	40.0 万円/10a 【28.5 万円/10a】	48.0 万円/10a 【34.0 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の 高低差 10cm 以下、 表土扱いなし		22.5 万円/10a 【16.5 万円/10a】	27.0 万円/10a 【19.5 万円/10a】

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(5) 暗渠排水	バックホウ工法、 表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	19.0万円/10a 【13.5万円/10a】	22.5万円/10a 【16.0万円/10a】
	バックホウ工法、 表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	17.0万円/10a 【12.0万円/10a】	20.0万円/10a 【14.0万円/10a】
	トレンチャ工法、 表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	12.0万円/10a 【8.5万円/10a】	14.0万円/10a 【10.0万円/10a】
	掘削同時埋設工法、 表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	10.5万円/10a 【7.5万円/10a】	12.5万円/10a 【9.0万円/10a】
(6) 湧水処理	表土扱いあり	本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	20.5万円/100m 【14.0万円/100m】	24.5万円/100m 【16.5万円/100m】
	表土扱いなし	本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	18.5万円/100m 【12.5万円/100m】	22.0万円/100m 【15.0万円/100m】
(7) 末端畑地 かんがい施設	樹園地		29.0万円/10a 【20.5万円/10a】	34.5万円/10a 【24.5万円/10a】
	樹園地以外の畑地	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】	22.0万円/10a 【15.5万円/10a】
	ほ場外からの接続管		6.5万円/10m 【4.5万円/10m】	7.5万円/10m 【5.0万円/10m】
	給水栓設置のみ	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）	2.0万円/箇所 【1.5万円/箇所】	2.0万円/箇所 【1.5万円/箇所】
(8) 土層改良	(ア) 反転耕	反転耕（バックホウ）50cm以上	28.0万円/10a 【20.5万円/10a】	
	(イ) 混層耕	混層耕（トラクタ、プラウ）耕起深60cm以上	2.0万円/10a 【1.5万円/10a】	
	(ウ) 堆肥施用	堆肥施用（トラクタ、スプレッダ）	2.0万円/10a 【1.5万円/10a】	
	(エ) 明渠排水	明渠排水（バックホウ）	1.5万円/100m 【1.0万円/100m】	
	(オ) 客土	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	26.0万円/10a 【17.5万円/10a】	31.0万円/10a 【21.0万円/10a】
	(カ) 除礫	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	23.5万円/10a 【16.0万円/10a】	28.0万円/10a 【19.0万円/10a】

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(9) 更新整備	(ア) 用水路	300×300mm 土工（バックホウ）、用水路工、附帯工（柵据付工、取水ゲート据付工）	12.5万円/10m 【8.5万円/10m】	15.0万円/10m 【10.0万円/10m】
	(イ) 排水路	500×500mm 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	22.0万円/10m 【16.0万円/10m】	26.0万円/10m 【19.0万円/10m】
	(ウ) 農作業道	幅4m 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	11.5万円/10m 【8.0万円/10m】	13.5万円/10m 【9.5万円/10m】
	(エ) 畦畔	300×300mm, 勾配1:1.0 畦畔築立（バックホウ）	14.5万円/100m 【9.5万円/100m】	17.0万円/100m 【11.0万円/100m】
	(オ) 排水口	320×445×700mm 土工（バックホウ）、附帯工（柵据付工）	4.0万円/箇所 【3.0万円/箇所】	4.5万円/箇所 【3.5万円/箇所】
	(カ) 特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるもの限り、必要な単価を定める		
(10) 畑作転換工	(ア) 額縁排水溝	額縁排水溝（バックホウ）	1.5万円/100m 【1.0万円/100m】	1.5万円/100m 【1.0万円/100m】
	(イ) 酸度矯正	酸度矯正（トラクタ、スプレッダ）	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。

※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。

※2 (1) から (8) までにあつては、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(9)にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア (1) から (4) までにあつては、受益面積10アール当たり2万5千円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算

イ (5) にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算

ウ (6) にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算

※4 (5) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。

※5 (5) 及び(6) に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合には、受益面積10アール当たり(6) にあつては施工延長100メートル当たり) 2万円を加算するものとする。

※6 (5) に関して、外注(有償) により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。

※7 (5) に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

※8 (9) の(エ) にあつては、幅広畦畔の場合は4万5千円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m（幅広畦畔の場合は4万円/100m）、防草シートを設置する場合は11万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別表2 (定額助成(ソフト事業))

事業種類		助成単価	
(11) 条件改善推進費		単年度当たり 300 万円迄	
(12) 高収益作物転換推進費	ハード事業の受益面積の 1/4 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 300 万円迄	
	ハード事業の受益面積の 1/3 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 400 万円迄	
	ハード事業の受益面積の 1/2 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 500 万円迄	
(13) 新植・改植支援	1 果樹 (1) 慣行樹形等への新植・改植	ア うんしゅうみかん等のかんきつ類	21 (23) 万円/10a
		イ りんごのわい化栽培	32 (33) 万円/10a
		ウ ぶどう(加工用)の垣根栽培	32 (33) 万円/10a
		エ 主要果樹(かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。)(ただし、アからウまでに掲げる場合を除く。)	15 (17) 万円/10a
		オ アからエまでのいずれの場合にも該当しない場合	2分の1以内
	(2) 省力樹形への新植・改植	ア 超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)	71 (73) 万円/10a
		イ 高密植低樹高(新しい化)栽培(りんご)	52 (53) 万円/10a
		ウ 根域制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)	108 (111) 万円/10a
		エ 根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)	99 (100) 万円/10a
		オ ジョイント栽培(なし、もも、すもも、かき等)	32 (33) 万円/10a
		カ 朝日ロンバス方式(りんご)	32 (33) 万円/10a
		キ V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも、おうとう、かき等)	71 (73) 万円/10a
		ク アからキまでのいずれの場合にも該当しない場合	2分の1以内
2 茶の新植・改植	12 (15.2) 万円/10a		
(14) 幼木管理支援	果樹に係るもの	22.0 万円/10a	
	茶に係るもの	14.1 万円/10a	
(15) 経営継続発展支援	(ア) 大苗の育成支援	20.0 万円/10a	
	(イ) 代替農地での営農支援	28.0 万円/10a	
	(ウ) 省力技術研修支援	3.0 万円/10a	
(16) 園芸作物モデル産地形成支援		単年度当たり 300 万円迄	

- ※1 (11)、(12)及び(16)の助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。
- ※2 (12)を実施する場合は、※1に示す限度額の範囲内で(11)を実施することができる。
- ※3 (11)においては、以下に掲げる事業を実施することができる。
 ア 権利関係(水利権等)、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進、水田貯留機能向上等に関する調査・調整活動
 イ ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定
 ウ 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援
- ※4 (12)においては、以下に該当する事業を実施することができる。
 ア 農産物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等、高収益作物転換プランの作成に当たって必要となる支援
 イ 現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等、営農定着の促進に当たって必要となる支援
 ウ 高収益作物導入に向けて、専門家による基盤整備に係る技術的な指導・助言を受けるに当たって必要となる支援
- ※5 (13)の単価は新植支援単価(括弧書きは改植支援単価)
- ※6 (15)は、以下の取組を実施することができる。
 ア (ア)においては、改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組
 イ (イ)においては、未利用の農地等を取得又は賃借等して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保するための取組
 ウ (ウ)においては、成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組
- ※7 (16)においては、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大を実施することができる。

別表 3 (地域等の助成割合)

地域等	事業実施主体		
	都道府県	市町村	その他
1 北海道			
(1) 一般	7.5%	12.5%	12.5%
(2) 畑地帯	5.5%		
(3) 離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域	2.5%	10%	12.5%
2 沖縄県	2.5%	6%	9%
3 奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域			
(1) 一般	7%	8%	12.5%
(2) 水田地帯であって農業用排水施設の整備を行うもの	2%		
(3) 畑地帯	7.5%		
4 離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域	7.5%	10%	12.5%

- ※1 離島とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。
- ※2 半島とは、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。
- ※3 特別豪雪地帯とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された地域をいう。
- ※4 振興山村とは、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。
- ※5 過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 5 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和 5 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）をいう。
- ※6 特定農山村地域とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。
- ※7 急傾斜畑地帯とは、旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。
- ※8 指定棚田地域とは、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。

別表 4 (助成割合)

区分	高収益作物転換率	助成割合	助成額
高収益作物転換型	50%以上	12.5%	生産基盤整備事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
高収益作物導入促進費	40%以上 50%未満	10.0%	
	30%以上 40%未満	7.5%	

農地中間管理事業との連携概要 記載例

〇〇県△△市 □□区域（◎◎地区）

※ □□区域は地域計画の策定区域名（予定も可）、◎◎地区は農地耕作条件改善事業の地区名を記載

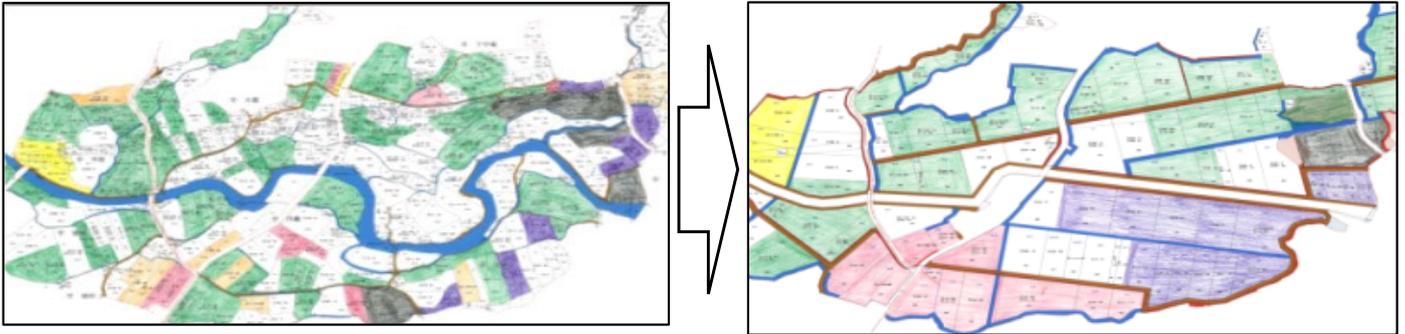
1. 農地中間管理事業の進め方（該当する箇所には○を記載）※複数回答可	
○	① 市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	② 公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ
	③ 法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ
必須	④ 基盤整備（簡易整備を含む）からのアプローチ

2. 地域の概要

・□□地区は、△△市のほぼ中心に位置し、AA川水系のBB川沿いに広がる平野部で市の中心的水田地帯となっているが、小区画・不整形で耕作農地が各所に分散していることから、効率的な水田作を実現するため、「農地耕作条件改善事業（◎◎）地区」による大区画化と農地中間管理事業による集積・集約化を行うものである。

・□□地区のある△△市は中山間地域であり、安定的な農業経営を実現するためには水田作から高収益作物への転換が効果的であることから、「農地耕作条件改善事業（◎◎地区）」により一部高収益作物への転換を図りつつ、大区画化等よりに農地中間管理機構による集積・集約化を行うものである。

3. 機構の活用イメージ（農地利用図）



注1： 地域計画の策定区域の範囲及び農地耕作条件改善事業の受益範囲を明記すること。
 注2： 他事業（国営事業、都道府県営事業等国費が投じられている事業のこと）と組み合わせる場合はその受益範囲を明記すること。

【活用前（〇〇年）】		
① 機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	○ Oha、○%	備考
② 機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積	○ Oha/○経営体	
③ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	○箇所	
④ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	○ha/1団地	
【活用後（〇〇年）】		
① 機構から転貸を受けた担い手の集積面積及び集積率	○ Oha、○%	備考
② 機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積	○ Oha/○経営体	
③ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数	○箇所	
④ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積	○Oha/団地	
⑤ 機構から転貸を受けた新規就農者数	○人	
⑥ 機構から転貸を受けた参入企業数	○法人	

注3： 団地：連続して作付けができるほ場

4. 機構の活用についての創意工夫があれば、記載してください。

地域内農地集積促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間	/	地域計画の策定区域名	策定期間（予定）
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針	・区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的の省力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において農地中間管理機構による担い手への農地の賃貸借面積を向上させる等の農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		

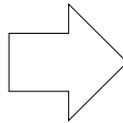
農地集積に係る目標

地域内農地集積促進計画の目標年度：〇〇年度

	事業実施前	事業実施後
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
担い手の集約化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等	

事業の活用イメージ

農地耕作条件改善事業の事業実施地区における事業実施前の農地集積状況等を記載



農地耕作条件改善事業の事業実施地域における事業実施後の農地集積計画等を記載

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・田の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水	・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・条件改善促進支援	・条件改善推進費

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な項目		

- 注1： 地域内農地集積促進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 注2： 担い手の定義は、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月31日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)に定めるところによる。
- 注3： 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。
- 注4： 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」の欄にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
A：防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B：防災B型(ため池等整備等)
- 注5： 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。
- 注6： 地域内農地集積促進計画の作成に当たっては、事業実施主体が、集積見込農地一覧を作成して、集積見込農地を具体的に特定した上で農地集積目標を記載するとともに、事業達成状況報告書の作成に当たっては、事業実施主体が地域内農地集積促進計画に定めた集積見込農地に係る農地集積の実績を記載する。
- 注7： 事業の活用イメージは、事業の実施内容、受益地及び集積見込農地の位置がわかるように記載する。図面等がある場合は、計画に添付することで、事業の活用イメージとすることができる。
- 注8： 本様式は地域計画を作成している場合をもって代替することができる。

高収益作物転換促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間	/	地域計画の策定区域名	策定時期（予定）
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針	・事業実施区域（地域計画の策定区域）において事業実施区域の農地に係る担い手への集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに〇〇に転換する等の農地中間管理機構による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		

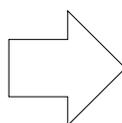
高収益作物転換に係る目標

高収益作物転換促進計画の目標年度：〇〇年度

	事業実施前	事業実施後
高収益作物への転換面積（率）	品目：〇〇a（〇〇%）	品目：〇〇a（〇〇%）
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等	

事業の活用イメージ

農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施前の作付状況等を記載



農地耕作条件改善事業の事業実施区域における目標年度の作付計画等を記載

事業の実施イメージ					
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・末端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援 ・高収益作物転換推進費			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援	・条件改善推進費 ・高収益作物導入支援

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

- 注1： 高収益作物転換促進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 注2： 高収益作物 主食用米(備蓄用米を含む。)並びに経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IV第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金、IV第2の1(6)①の戦略作物助成の対象作物及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第2条に規定する作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いものをいう。
- 注3： 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。
- 注4： 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
A：防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B：防災B型(ため池等整備等)
- 注5： 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。
- 注6： 事業実施に当たり、水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、それを証明する資料を添付すること。

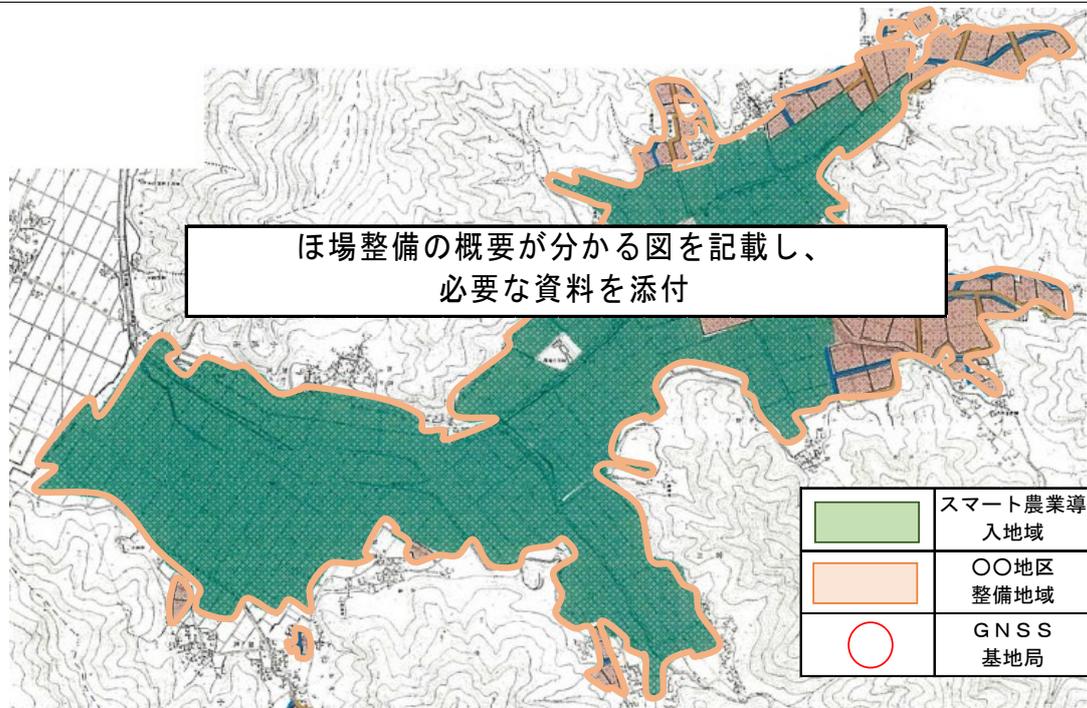
スマート農業導入推進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
事業実施期間	関連事業地区名	地域計画の策定区域名	策定期間（予定）

スマート農業に適した基盤の整備状況

(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、スマート農業の導入に向け、各ほ場へターン農道を設置する。		事業対象面積	〇〇ha	
		地区標準区画面積	〇〇ha	
		ターン農道整備面積	有or無or一部	
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：〇年度～〇年度、主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m	ほ場内耕作道整備面積	有or無or一部	
		用排水路パイプライン整備面積	有or無or一部	
本事業の対象面積	〇〇ha	本事業の対象農家戸数	〇〇人	備考
うち担い手が所有する面積	〇〇ha 〇〇%	うち担い手	〇〇人 〇〇%	

導入するスマート農業の概要



(例) 事業実施区域内の〇〇haを対象にGNSS基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する。

導入する省力化技術	導入対象面積	導入数	割合	活用農家数	管理体制
自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理

地域の収益性向上の取組						
(必須) 高収益作物導入への取組方針	(例) スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物(トマト)を〇年度までに〇haで実施予定。					
(任意) その他	(例) スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組 等					
事業の実施イメージ						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
ハード	ターン農道設置 GNSS基地局設置	ターン農道設置	ターン農道設置			
ソフト		省力化技術導入	省力化技術導入	省力化技術導入		

注1: スマート農業導入推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記すること。

注2: 導入する省力化技術については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。

共同利用機器導入計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	関連事業地区名
促進計画の区分	地域内農地集積促進型、高収益作物転換促進型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型又は土地利用調整型		

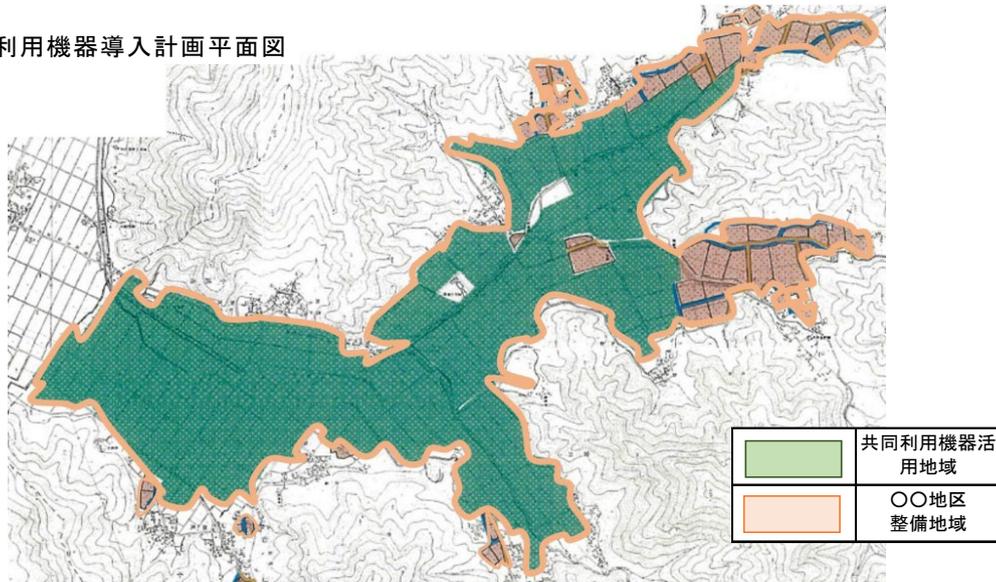
基盤の整備状況

(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業では、暗渠排水を設置するとともに、基盤整備後のほ場において高収益作物を含めた輪作体系を適切に維持するため、補助暗渠や均平、除礫を行うための共同利用機器の導入を行う。

関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：〇年度～〇年度、主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m
----------------	--

事業の活用イメージ

共同利用機器導入計画平面図



(例) 事業実施区域内の〇〇haを対象にサブソイラー、レーザーレベラーを導入し、農業者〇〇名による共同利用で生産性の向上を図る。

導入する共同利用機器

No.	種別	機器名称	効果	台数	事業費	管理体制
1	湿害対策	サブソイラー	田畑輪作体系の中で本機器により本暗渠への水みちを適切に確保し、湿害防止と生産額の増を図る。	〇台	〇〇千円	〇〇土地改良区が所有・管理
2	均平	レーザーレベラー	整備される大区画圃場での水稲作におけるの水供給のムラや畑作における雨水の地表面滞留を防止し、生産額の増を図る。	〇台	〇〇千円	〇〇土地改良区が所有・管理
3						
合計				〇台	〇〇千円	

備考

機器導入の対象面積	〇〇ha		機器導入の対象農家戸数	〇〇人		備考
うち担い手が所有する面積	〇〇ha	〇〇%	うち担い手	〇〇人	〇〇%	

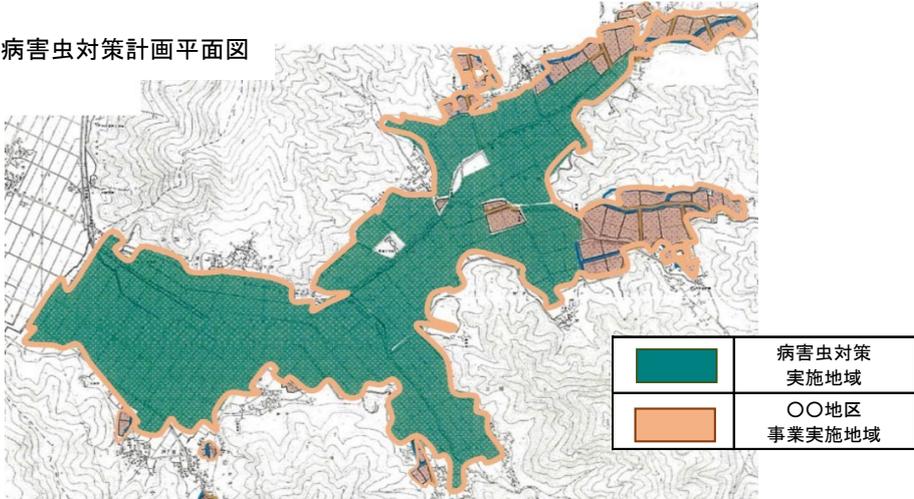
見込まれる作物生産の効果（高収益作物を含めた計画とすること）											
No.	作物	事業実施前				事業実施後				生産額の増減	備考
		面積	単収	単価	生産額	面積	単収	単価	生産額		
1	水稲	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇千円	
2	小麦	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	—	—	—	—	▲〇〇千円	機器導入後は作付とりやめ
3	たまねぎ	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇千円	
4	小豆	—	—	—	—	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇千円	
合計		〇〇ha			〇〇千円	〇〇ha			〇〇千円	〇〇千円	〇年間で〇〇千円
その他											

注1： 導入する共同利用機器については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。

注2： 「見込まれる作物生産の効果」における単収は、地区内又は地区近傍の実績から、事業実施前にあつては湿害や不陸など基盤整備後の良好な状態が維持されない場合に想定される値を、事業実施後にあつては排水改良や均平など基盤整備による良好な状態が維持される場合に想定される値を記載すること。

注3： 「見込まれる作物生産の効果」における単価は、地区内又は地区近傍の実績から、適切な値を使用すること。

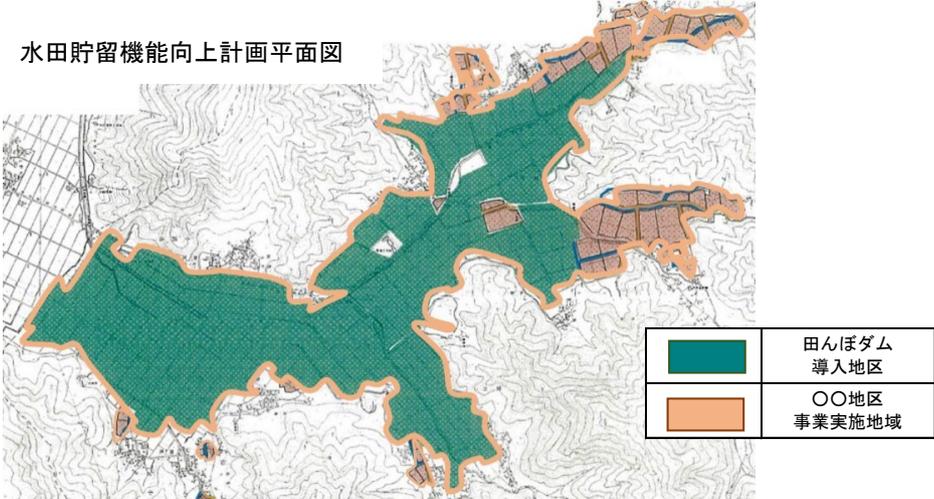
病虫害対策計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等			
事業実施期間	関連事業地区名					
<p>基盤の整備状況</p> <p>(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業では、地域内農地集積促進型において〇〇の整備を行うとともに、病虫害まん延防止に向けて〇〇haにおいて土層改良を行う。</p>						
関連事業概要 〇〇地区	<p>受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：〇年度～〇年度、主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m</p>					
<p>病虫害の被害状況</p> <p>(例) 事業実施区域では、〇年度よりサツマイモ基腐病が見られ、生産量の減少が見られるとともに、被害が地域内に広がり、〇haに及ぶ状況。</p>						
<p>事業の活用イメージ</p> <div style="text-align: center;"> <p>病虫害対策計画平面図</p>  </div> <p>(例) 事業実施区域内の〇〇haを対象に土層改良を行い、病虫害の予防・まん延防止を図る。</p>						
実施する工種						
No.	工種	概要	効果	面積	事業費	備考
1	混層耕	耕起深〇cmの混層耕を実施	混層耕により、病虫害の発生した土壌を混ぜることで、病虫害のまん延防止を図る	〇ha	〇〇千円	
2	明渠排水	ほ場において額縁明渠排水を設置	排水不良となっているほ場の排水性向上により、病虫害の予防を図る。	〇ha	〇〇千円	
合計				〇台	〇〇千円	
その他						

注1： 「病虫害の被害状況」においては、被害の具体的な事例（生産量の減少率や、被害面積の大きさなど）を数値を用いて示すこと。

注2： 「事業の活用イメージ」においては、病虫害対策を実施するほ場をわかるように示すこと。

水田貯留機能向上計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等			
事業実施期間	関連事業地区名					
<p>基盤の整備状況</p> <p>(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業ではこのうちの〇〇haにて田んぼダムを導入し水田貯留機能向上を図る。</p>						
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：〇年度～〇年度、主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m					
<p>見込まれる水田貯留機能効果</p> <p>(例) 事業実施区域では、かつてより豪雨に見舞われ、水害の恐れのあるところである。このため、地区内の〇〇haにおいて田んぼダムを導入することで、下流域への排水を緩和し、豪雨時における洪水被害の防止を図る。</p>						
<p>水田貯留機能向上に向けた施設の導入イメージ</p> <p style="text-align: center;">水田貯留機能向上計画平面図</p>  <p>(例) 事業実施区域内の〇〇haを対象に畦畔補強、排水路整備を行い、水田貯留機能の向上を目指す。</p>						
実施する工種						
No.	工種	概要	効果	面積	事業費	備考
1	畦畔補強	〇〇haにおいて畦畔補強を実施	水田貯留に向けた畦畔補強を行うことで豪雨時の貯留を実現する	〇ha	〇〇千円	
2	排水路整備	〇〇mの排水路を整備する	排水路整備により、豪雨後の排水を速やかにする。	〇ha	〇〇千円	
合計				〇台	〇〇千円	
<p>その他</p>						

注1： 「見込まれる水田貯留機能効果」においては、これまでの水害などの背景も記載し、その効果についても定量的な数値があるならばそれらも用いて示すこと。

注2： 「水田貯留機能向上に向けた施設の導入イメージ」においては、水田貯留機能向上に向けた施設を導入するほ場をわかるように示すこと。

土地利用調整計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等				
事業実施期間	関連事業地区名						
事業の概要							
<p>(例) 事業実施区域では、現在〇〇haの面積のほ場があるがその一部においては耕作放棄地となっているため粗放的な利用が求められている。このため本事業では、粗放的な利用を行う農地については林地化を行うとともに、今後も農地として利用を行うところについては区画拡大等を行う。</p>							
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：〇年度～〇年度、主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m						
地域の農地利用区分							
<p>(例) 事業実施区域を次のように区分する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産の維持・向上を行う農地 〇〇ha ・粗放的な利用等による農業生産を行う農地 〇〇ha ・鳥獣緩衝帯等の利用を行う農地 〇〇ha ・林地化に向けた土地農地としての利用を行う農地 〇〇ha 							
事業の活用イメージ							
<p>土地利用調整計画平面図</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #008000; width: 30px; height: 15px;"></td> <td>事業実施区域</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FF8C00; width: 30px; height: 15px;"></td> <td>粗放的利用を図る区域</td> </tr> </table> <p>(例) 事業実施区域内の〇〇haを対象に粗放的な利用に向けた整備を行うとともに〇〇haを対象に整備を行う。</p>					事業実施区域		粗放的利用を図る区域
	事業実施区域						
	粗放的利用を図る区域						
実施する工種							
No.	工種	概要	効果	面積	事業費	備考	
1	粗放的農地利用整備	粗放的利用に向けた用地整備、作業道設置	耕作放棄地となり今後林地化を行う整備を実施する。	〇ha	〇〇千円		
2	区画整理	ほ場における区画拡大	区画拡大による生産性の向上を図る。	〇ha	〇〇千円		
合計				〇台	〇〇千円		
その他							

注1： 「地域の農地利用区分」においては、地域の農地をア 農業生産の維持・向上、イ粗放的な利用等による農業生産、ウ 鳥獣緩衝帯等の利用、エ 林地化に向けた土地として区分すること。
 注2： 「事業の活用イメージ」においては、地域の農地利用区分をわかりやすく示すこと。

- 注：1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 農地耕作条件改善計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費（百万円）を記入する。また、小計及び合計には、総事業費（百万円）及び年度事業費（百万円）を記入する。
- 4) 第6の1の（1）イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 5) 定額助成の事業のうち、土層改良を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 6) 定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業を除く）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容の詳細及び更新整備の必要性を記した資料を添付する。
- 7) 定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び設定単価を記入の上、実施内容の詳細、更新整備の必要性及び単価の考え方を記した資料を添付する。
- 8) 定額助成の事業のうち、条件改善推進費及び高収益作物転換推進費を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び年基準額を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 9) 定率助成の事業のうち、営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援及び高収益作物導入支援を行う際には、別添定率助成補足説明資料のとおり、実施内容を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 10) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 11) 定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 12) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 13) 定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成状況報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等（無償分）を金額換算した金額を含む総事業費を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：土層改良及び更新整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化加算 B	基本 C	集約化加算 D	基本 E = A × C	集約化加算 F = B × D	合計 G = E + F
(記載例) 田の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 高低差10cm超 表土扱いあり	25.0万円/10a ()	30.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
合計							

注：1) 事業種類の欄には、別表1の事業種類の欄の区分に応じて記載する。

2) 第6の1の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、地域計画を添付すること。

3) 別表1の※3、※4、※5、※6、※7又は※8を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

4) 定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		中心経営体			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	受益面積				
	うち集約化面積				
田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	受益面積				
	うち集約化面積				
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	受益面積				
	うち集約化面積				
畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	受益面積				
	うち集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち集約化面積				
湧水処理	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい 施設 (樹園地以外)	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい 施設 (樹園地)	受益面積				
	うち集約化面積				
土層改良					
客土	受益面積				
	うち集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち集約化面積				
更新整備					
用水路	施工延長				
	うち集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち集約化延長				
畦畔	受益面積				
	うち集約化面積				
排水口	受益面積				
	うち集約化面積				
特認事業	施工延長				
	うち集約化延長				
畑作転換工					
額縁排水溝	受益面積				
	うち集約化延長				
酸度矯正	受益面積				
	うち集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

（１）客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

（２）除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注：１）現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付する。

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

(1) 更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
用水路の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土水路からコンクリート用水路に更新整備するもの。 ・土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W300×H300 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該水路においては、設置されて20年以上経過しており、長寿命化計画からも更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
排水路の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
農作業道の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利道をアスファルト舗装に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、アスファルト舗装工：〇〇m、規格：幅4m <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該農作業道においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。
畦畔の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した畦畔を築立し直して更新整備するもの。 ・畦畔工：〇〇m <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過し畦畔が痩せており、水田貯留に向けて十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。
排水口の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムの導入に向けて排水口を更新整備するもの。 ・排水口整備：〇〇箇所 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過しており、水田貯留に向けて排水口の十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。

注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。

2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。

3) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

(2) 更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
樋門の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。 ・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。 <p>(単価の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。

注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。

2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。

3) 設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。

4) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

(1) 条件改善推進費、高収益作物転換推進費

年度別事業計画とその内訳 (イメージ)

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	調査・調整			
	農家意向			
	農地集積			
	高収益作物転換プラン作成支援			
	農産物の需給動向			
	効率的な輪作体系の検討			
2 年 目	調査・調整			
	権利関係			
	水利用高度化推進			
	実施計画策定			
	測量・設計			
	機能保全計画			
	実施計画			
	高収益作物転換プラン作成支援			
	プラン取りまとめ			
3 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	勉強会・研究会の実施			
4 年 目	営農定着促進支援			
	消費者ニーズの再調査			
	専門技術者の育成			
5 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	農業機械リース			
	営農定着促進支援			
	加工品試作、試験販売			
	パッケージの検討			
計				

注：1) 事業量及び事業費の根拠となる資料を添付する（積算書、見積書等）。

2) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、スマート農業導入支援

年度別事業計画とその内訳（イメージ）

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	条件改善促進支援			
	地形図作成			
2 年 目	営農環境整備支援			
	高付加価値農業施設移転等			
	耕作放棄地解消・発生防止			
	スマート農業導入支援			
3 年 目	調査測量、GNSS基地局設計			
	GNSS基地局設置			
	管理省力化支援			
	水管理省力化			
	維持管理省力化			
	品質向上支援			
4 年 目	導入作物に応じた支援			
	IT技術等活用型施工			
	スマート農業導入支援			
5 年 目	トラクタへの自動操舵導入			
	営農定着促進支援			
	営農飲雑用水施設			
	農作物被害防止施設			
	条件改善促進支援			
	用地整備			
	農業機械維持補修			
高収益作物導入支援				
計	実証展示ほ場の設置・運営			
	高収益作物導入定着推進			
5 年 目	条件改善促進支援			
	農用地等集団化			
計	高収益作物導入支援			
	農地の良好な生産環境の維持及び条件整備			

注：1）事業量及び事業費の根拠となる資料を添付する（積算書、見積書等）。

2）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇年度農地整備・集約推進意向届

農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第3の10に基づき、農地整備・集約推進費の交付に向けた意向を表明します。

添付資料：1 市町村農地整備・集約推進実施計画
2 地域計画

（注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注2）添付資料のうち、地域計画について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

県	地区
作成月日	年 月

(市町村・都道府県)農地整備・集約推進実施計画
(農地整備・集約推進完了報告書)

〇 〇 地 区

年 月 日

〇〇県 〇〇市町村

(市町村・都道府県) 農地整備・集約推進実施計画
(農地整備・集約推進完了報告書)

(目次)

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画

(1) 農地整備・集約交付概要

(2) 農地耕作条件改善事業整備概要

- ① 概要一覧
- ② 整備区域図

(3) 農地集積・集約化概要

- ① 概要一覧
- ② 担い手別一覧
- ③ 農用地集約図

2. 次世代農業発展計画

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画

※完了報告時は、完了に伴う修正箇所について申請時点との上下2段書きで記載すること

(1) 農地整備・集約推進費交付概要

目標年度における担い手の農地集約化率 (%)	
---------------------------	--

推進費交付率 (%)	
---------------	--

交付年度	対象となる農地耕作条件改善事業 の事業費（千円）※	交付額 （千円）
〇〇年度		
〇〇年度		
〇〇年度		
計		

※ハード事業のうち定率助成の事業費
※交付額は、千円単位切り捨てとする。

※完了報告時は、完了に伴う修正箇所について申請時点との上下2段書きで記載すること

(2) 農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

都道府県名	市町村名	地区名	型名	受益面積 (ha)	受益者数 (者)		
着工年度	完了年度	目標年度	総事業費(千円) (うち農地整備・集約推進費の 対象事業費※)	定率助成における負担割合(%)			
				国	都道府県	市町村	農家
			()				

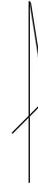
※ハード事業のうち定率助成の事業費

② 整備区域図

〇〇県

〇〇地区

(位置図)



(注)既整備地域とこれに隣接する農地耕作条件改善事業の事業対象地域の整備計画の概要が分かるようにすること。

※完了報告時は、完了に伴う修正箇所について分かるように記載すること

	主要工種等
既整備地域	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 : 「〇〇事業」 ・地区名 : 「〇〇地区」 ・工期 : 〇〇年度～〇〇年度 ・工種 : 区画整理 〇ha <li style="padding-left: 20px;">暗渠排水 〇ha …
隣接する 事業対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・工種 : 区画整理 〇ha <li style="padding-left: 20px;">暗渠排水 〇ha <li style="padding-left: 20px;">…

凡例		
区分	既整備地域	緑 - - - - で囲む
	隣接する事業対象地域	赤 - - - - で囲む

③ 農用地集約図

※完了報告時は、完了に伴う修正箇所について分かるように記載すること
 ※②事業対象地域における担い手別農用地集約化一覧に基づき記載すること

(現況)			凡 例		
			区分	既整備地域	緑 - - - - - で囲む
				隣接する 事業対象地域	赤 ——— で囲む
			集積・ 集約 状況	彩色区分	担い手番号(※)
					1
					2
					3
					4
			集約化算定地域		青 ——— で囲む

(目標)			凡 例		
			区分	既整備地域	緑 - - - - - で囲む
				隣接する 事業対象地域	赤 ——— で囲む
			集積・ 集約 状況	彩色区分	担い手番号(※)
					1
					2
					3
					4
			集約化算定地域		青 ——— で囲む

※完了報告時は、完了に伴う修正箇所について分かるように記載すること

2. 次世代農業発展計画

農村を次世代につなぎ、農業の発展を支えるため、既整備地域及びこれに隣接する事業対象農地を対象に、次のテーマのうち、少なくとも1つを選択し、基盤整備を契機とした取組方針を記載。

テーマ	取組方針
①高収益作物の導入による収益性の向上	生産コストの削減や高収益作物の導入の取組方針
②6次産業化など地域振興につながる生産拡大	加工・直販等の発展に必要な作物生産の拡大方針
③スマート農業による生産性の向上	UAV、ロボット、ICT、地下かんがい等先進技術の活用方針

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業採択申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第17の1に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画）を添付して申請する。

※（ ）内は、添付する計画書類を記載する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第7号

番 号
年 月 日

〇 〇 〇 殿

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
〇 〇 〇 〇

事業採択通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった別紙の地区について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第19のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第8号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業変更報告書

別紙の地区について、事業内容等を変更したので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第17の4に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画）を添付して報告する。

※（ ）内は、変更した計画書類を記載する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第9号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業達成状況報告書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第18に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

交付決定前着手届

○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長通知）第8の5に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

高収益作物転換型における達成状況の改善計画について

高収益作物転換型として事業を実施した○○地区について、高収益作物転換促進計画の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、提出する。

記

1. 地区名、工期、総事業費
2. 完了年度及び達成状況報告の内容
3. 達成状況が十分でない原因及び問題点
4. 2年以内の期間の新たな目標年度の設定
5. 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)